

「地域でともに安心して、自分らしく暮らせるまち」



障がいをもつ人も、もたない人も地域で快適に暮らしつつづけるためには、地域で自立した生活を支えるサービスを整え、ハード・ソフト両面でのバリアを取り除くことが必要です。町では障がいをもつ人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

★障害福祉サービス

障がいの種類にかかわらず、障がいのある人や難病のある人が必要とするさまざまな障害福祉サービスを提供しています。

- 自立支援給付
 - 介護給付
 - 自宅や施設での入浴・食事などの日常生活における支援を行います。
 - 居室介護（ホームヘルプ）
 - 重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - 重度障害者等包括支援
- 地域相談支援
 - 障害者支援施設や精神科病院に長期入院などしていた人や居宅において単身などで生活する人に地域生活について相談、訪問などの支援を行います。
 - 地域移行支援
 - 地域定着支援
 - 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）
 - 心身に障害のある人が治療のために必要とする特定の医療行為に対する

★障害児福祉サービス（18歳未満）

児童福祉法の規定に基づき、年齢や障がい特性に応じた訓練などを行う障害児通所支援サービスを提供しています。

- 児童発達支援
- 児童発達支援
 - 未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- 放課後等デイサービス
 - 就学中の障がい児に放課後または夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のための必要な訓練や社会との交流促進を行います。

※介護保険の対象者は介護保険によるサービスが優先となります。

- 医療費の一部を助成します。
- 補装具
 - 補装具の購入や修理に係る費用の一部を給付します。

★地域生活支援事業

地域の実情や障がいのある人を総合的に支援する体制を作りさまざまな事業を行っています。

- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 日中一時支援
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活または社会生活支援

※詳しくは町ホームページまたは社会福祉支援室、各住民サービス室にある冊子「ここから」からの支援情報誌をご覧ください。



就労継続事業所による移動販売

発達相談会のお知らせ

「じっとしているのが苦手」なお子さんや「呼びかけても返事をしない」「偏食がひどくて決まったものしか食べない」など、お子さんについて「少し気になる」ということはないですか。同じ失敗を繰り返したり、どうしても気になる行動がなおらない場合、しかるだけではなく、なぜそんな失敗をしてしまうか、考えてみましょう。一番困っているのは、お子さん自身かも知れません。このような言葉や発達がゆっくりだと思われるお子さんを対象にした、こころの先生（心理相談員）による個別相談会を実施しています。お子さんの特性に合わせた支援を、一緒に考えてみませんか。お気軽にご参加ください。

日時 9月26日（金） 午後1時から4時まで
 場所 織田保健センター
 スタッフ 臨床心理士
 相談時間 約30分～1時間の個別相談です
 料金 無料
 申込み 予約制
 申込・問合せ先 社会福祉支援室 ☎34-8724

障がい者のつどい

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの皆さま、ご家族の皆さま一緒に楽しみませんか！！

日時 9月28日（日） 午前10時～
 場所 B & G財団朝日海洋センター体育館
 内容 フライングディスク SMポーリング「障害者110番」地区相談会 など
 問合せ先 越前町身体障害者協会事務局 ☎34-5517 FAX34-5517



障がいのある人への虐待は、法律で禁止されています

虐待は障がい者の尊厳を傷つける許されない行為です。また、障がい者の自立や社会参加を進めるためにも虐待を防止することが非常に重要です。

虐待の例として次のようなものがあります。

身体的虐待 … 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

具体的な例
 平手うちする、殴る、蹴る、つねる、熱いものや辛いものを無理やり食べさせる、部屋に閉じ込める、縛りつける

性的虐待 … 無理やりわいせつなことをしたりさせたりすること

具体的な例
 性的暴力、性的行為の強要、わいせつな映像を無理やり見せる、わいせつな話をする

心理的虐待 … 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせによって精神的に苦痛を与えること

具体的な例
 「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する

放棄・放任 … 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

具体的な例
 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、学校へ行かせない

経済的虐待 … 本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金を渡さないこと。

具体的な例
 賃金や年金を渡さない、財産や預貯金を勝手に使う

家族や施設職員、雇用者などから虐待されていることに気づいたらすぐに通報してください。
 虐待かどうか判断は必要ありません。少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相談ください。

越前町障がい者虐待防止センター ☎34-8724

生命の危険性がある場合は、警察（110番）または救急（119番）に通報してください。

困ったときは下記窓口にお気軽にご相談を

名称	電話番号	相談内容
越前町障害者支援センター さざんか	0778-34-8007 090-9768-6609	町内在住の障がいのある人やご家族の生活などのお困り事に対して、よりよい地域生活を送るためにはどうしたらよいかを一緒に考えて、必要に応じて支援を行い、安心した地域生活が送れるようサポートしていきます。
障害者110番	0776-29-1100	生活・結婚・離婚・財産・相続・仕事・福祉サービス・人権問題などの悩みなど安心して生活できるようさまざまな相談に応じます。
高齢者・障害者の人権あんしん相談	0570-003-110	虐待やいやがらせ、いじめ、差別などでお困りの高齢者・障がい者の方、あなたの周りですういったことを見聞きしたという人、どんなことでも相談してください。
福井県発達障害児者支援センタースクラム福井	0776-22-0370	発達障害（自閉症スペクトラム障害・注意欠損・多動性障害・学習障害など）に関する相談支援・療育支援・就労支援など行っています。
越前町障がい者虐待防止センター（社会福祉支援室内）	0778-34-8724	虐待かもしれないと思ったら通報・相談してください。